

Share the Citizen Spirits

VOL.3 (2020.4.5) 提供:(一社)消費者市民社会をつくる会(ASCONE)

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、国民生活や事業活動に重大な影響をもたらしています。不安に駆られた消費者による生活必需品の「買だめ」行動など、混乱も生じています。今号では、(一社)日本冷凍食品協会の消費者への呼びかけ、農水省の呼びかけ、そして国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)が政府と東京都知事あてに提出した「提言」を紹介します。

また、政府は休校に伴い、子どもの世話で仕事を休んだ保護者向けの助成金を新設するようですが、風俗業などで働く人は対象外にするという差別的施策が含まれています(怒!)。支援団体の「要望書」を紹介します。

(一社)日本冷凍食品協会 「冷凍食品の品薄情報について」(2020年3月26日)

消費者の皆様へ

店頭において、一部の食料品で品薄になっているといった情報がありますが、冷凍食品は、通常通りの生産を行っています。

現在、冷凍食品の需要を満たす十分な製品在庫が確保されていますので、皆様におかれましては、落ち着いた行動をお願いいたします。

また、農林水産省のHPに「新型コロナウイルス感染症について 食料品についてのお願い」がありますので、詳細については、以下をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

※協会会員社食品卸企業の冷凍倉庫⇒



【農水省ホームページ・国民のみなさまへ より】

新型コロナウイルス感染症対策

農林水産省 経済産業省 消費者庁

食料品についてのお願い

食料品は、十分な供給量を確保しているため、安心して、落ち着いた購買行動をお願いいたします。

食料品は必要な分だけ買うようにしましょう。

過度な買だめや買い急ぎはしないでください。

転売目的の購入はしないでください。

食べ残すお皿は捨ててください。食品ロスを減らしましょう。

転売目的の購入は違法な行為です。

↑食料品についてのお願い

買い物をするときのお願い→

新型コロナウイルス感染症対策

農林水産省 経済産業省 消費者庁

買い物をするときのお願い

・買物をするときには、**感染予防**に加え、**他の方に感染させない気遣い**も必要です。

・お店によっては**買物の仕方などを制限**する場合がありますので、御理解・御協力ください。

買物の際には、**咳エチケット**を守り、前後に**手洗い・消毒**をしましょう。

従業員の方々も頑張っておりますので、**協力して買物**をしましょう。

混雑を避けて買物をしましょう。

必要に応じて必要な分だけ買うようにしましょう。

人との距離を空けて、密集を避けて、感染の危険性が下がります。

転倒やケガをしないためにも、密集しないことが大事です。

生団連「新型コロナウイルス対策に関する生活者視点からの提言」(2020年4月3日)

新型コロナウイルス感染拡大が続いており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の発令が取りざたされるまでの事態となっている。政府および自治体は、根本的重要課題である感染拡大防止、そして医療体制崩壊の阻止と、それらとは両立の難しい経済・社会活動の維持という政策目標を同時に達成しなければならない。専門家の意見や各界のヒヤリングも踏まえながら、重い判断を続けていくこととなる。

こうした重大な国家運営の局面において、「国民の生活・生命を守る」という使命のもと、企業および消費者団体、さらには NPO 法人等が参画し、生活者の生の声が集約される我々生団連は、今後の政策運営に関し、国民生活における不安払しょくのため、生活者視点から以下の 2 点について政府および各自治体に強く要望する。

(1)感染拡大防止策による日常生活の不安の払しょく

不安を抱いたままの自粛が国民生活を混乱させる最大の要因である。政府および自治体は、国民に対して、感染拡大防止策そのものの説明はもとより、生活必需品の供給体制等も含めた日常生活に関する必要十分な合理的かつ具体的な説明を適時適切に行い、国民の納得感と安心感の醸成に努めること。

特に、「緊急事態宣言」の発令やそれに基づく自治体ごとの強力な措置など、国民生活により深刻な影響を及ぼす対策を講じる場合には、その判断に至った科学的根拠や今後の見通し等に関して十分に納得性のある説明が求められる。

(2)経済活動に関する不安の払しょく

企業や家計の経済活動において、一定の制限を受ける中でも将来への安心感が持てるような経済対策を明示し、可及的速やかに実行することを要望する。現在すでに、事業活動へのマイナス影響が大きい分野への経済的支援、雇用の維持、休業補償、現金・商品券給付などの経済対策が議論されているが、手続きの簡素化等を含めた実現性・実効性の高い対策を講じること。

生団連は、以上を要望するとともに、会員である企業・消費者団体が一丸となり、政府や自治体と手を携え、事態打開に向け努力するものである。

以上

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金に関する要望」(2020年4月2日)

主にセックスワーカーとして働く人たちが安全・健康に働けることを目指して活動しているグループ SWASH (Sex Work And Sexual Health)が、厚生労働大臣と厚労省雇用環境・均等局長あてに提出したものです
(ホームページより転載 一部加工)

私たちは、性風俗で働く人々の当事者団体です。これまで、性産業で働く人々の声を聞き、そのニーズや実態の調査をすると共に、当事者たちの居場所作りや相談事業なども実施してまいりました。これまでの活動を踏まえ、現在、厚生労働省が行なっている「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」の不支給要件に関しまして、風俗従事者を含むすべての親およびその子どもたちの生存権を守る為のより有用な施策を実施いただくために、以下、要望いたします。

1、風俗従事者を、支援金の支給対象から除外しないでください。

私たちは風俗従事者とその子どもたちが、他の労働者とその子どもたちと同じように、生存権が守られることを望んでいます。風俗業に従事しているか否かという職業を支援対象の指標とせず、その人が困っているかどうかで判断するようにして下さい。風俗は日払いで、今回のような事態によって収入が激減しやすい仕事です。また、社会的排除を受けやすい、困難を抱える親たちの扶養の躓きや困窮を軽減するためには、いま子育てをしながら風俗で働いている人々が求める支援を国が提供することは不可欠であると考えます。

2、厚労省として、支援金の不支給要件の見直しと撤回について周知徹底して下さい。

今回の支援金で支援対象の範囲が予め決められてしまった結果、風俗で働く人々への差別が助長されたことは否めません。風俗で働くことそのものを問題視したことで、支援に繋がるべき人が支援を求めにくくなる事態も懸念されます。以上のことから、不支給要件の見直し・撤回の周知にも努めてくださいますようお願い申し上げます。

【発行】

(一社)消費者市民社会をつくる会・ASCON

〒150-0001 渋谷区神宮前 2-6-1 食品衛生センター1 階

TEL:03-5413-7353 FAX:03-5413-7354

<http://ascon.bz/>